

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和7年9月5日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	2 番	澤田	嘉之
5 番	田中	正博	7 番	山本	功
8 番	井澤	茂治	9 番	中川	茂成
10 番	田中	安弘	11 番	山本	千恵子
12 番	田中	吉照	13 番	杉本	邦子
16 番	杉嶋	秀美	17 番	森島	隆詞
18 番	井上	和也	19 番	岩井	三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
6 番	中村	正	14 番	新司	吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局
森田 吉弥
西置 雄一
下村 祐未
柏原 淳英

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について

8、署名委員

8 番 井澤 茂治 9 番 中川 茂成

9、閉会の日時

令和7年9月5日午後2時15分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年第 9 回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は 14 名中 14 名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は 5 名中 4 名の方に出席いただいております。

議 長 本日の署名委員は、8 番井澤茂治委員、9 番中川茂成委員のお二人にお願いします。
 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案第 1 号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは、1 ページをお開きください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、でございます。1 番でございます。

【 提案説明 】

 場所については 2 ページの地図のとおりです。

 本件については、譲渡人は小作地の譲渡のため、譲受人はこれまでから小作権による当該地の耕作者で、小作権を解約した上での所有権の有償移転申請です。

 譲受人は農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 農作業常時従事要件も満たされておりますので、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 1 ページにお戻りいただき、2 番でございますが、本町における譲受人の耕作状況につきまして、守口市からの照会に基づき、譲受人所有の乾谷地区の農地を現地確認したところ、一部、適正に管理されていない農地があったため、農地法 3 条の許可要件であります全部耕作要件を、現時点では満たしていないため、一旦、本日の議案審議を行うことなく、保留とさせていただきます。

 以上でございます。

議 長 議案第 1 号の 1 番については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島 17 番、森島です。

 本件につきまして、9 月 2 日に、石本委員、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として適正に管理・利用されておりました。今後も引き続き、耕作等が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第 1 号につきまして、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 1 号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

事務局から議案第 1 号について、提案及び説明を願います。

事務局 4 ページをお開きください。それでは議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 5 ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきまして、当該地のうち 3 3 番は農業振興地域内の農用地でありますので、申請人におきまして、農用地利用計画変更希望申出が行われ、用途区分が農地から農業用施設用地に既に変更されています。

3 4 番、3 5 番は第 1 種農地と判断されますが、転用目的である農業用倉庫及び農業用資材置場については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 1 条第 1 項及び第 2 項に該当する農業用施設と判断されるため、農地転用は可能であるところでございます。

一般基準につきましても、転用目的の実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

4 ページにお戻りください。2 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 6 ページの地図のとおりです。

本件は、先般、農業振興地域整備計画の変更事案が出されていたもので、分家住宅を建築される予定です。

本件の立地基準につきましては、公共施設の立地状況等から、第 3 種農地と判断されます。

また、一般基準につきましても転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地

への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 議案第2号の1番については、地区担当委員の澤田委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

澤 田 2番、澤田です。

議案第2号の1番につきまして、9月3日に、申請のありました現地を確認しました。当該地は、本町の最北端で、木津川堤防の西側に位置しており、借受人が申請地の西側でハウス栽培をされているところでございます。転用目的が、農業用施設でありますので、周辺の営農にも支障のないものと思われま。よって、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

2番については、地区担当委員の田中安弘委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 10番、田中安弘です。

議案第2号の2番につきまして、9月4日に中川委員、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。当該地は、集落の東側に位置しております。東側にのみ、隣接農地がありますが、擁壁の設置により、被害防除に努めることができると思われます。よって、周辺の営農にも支障はないため、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号は、議案どおり許可する

ことに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第３号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、を議題とします。事務局から議案第３号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 ７ページをお開きください。それでは、議案第３号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

議案第３号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求める。

８ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については１０ページの地図のとおりです。

続いて９ページをお開きください。

【 提案説明 】

場所については１１ページの地図のとおりです。

以上、２件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第３号、８ページから１１ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第３号、８ページから１１ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第１号、非農地証明交付申請について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、１２ページをお開きください。報告第１号、非農地証明交付申請について、でございます。

１番でございます。

【 内容報告 】

場所については13ページの地図のとおりです。
以上でございます。

議 長 本件については、私と地区担当委員の山本功委員、山本千恵子委員、事務局の西置さんが現地確認いたしました。代表して山本功委員から補足説明をお願いします。

山 本 7番、山本です。

本件につきまして、8月29日に岩井会長、山本千恵子委員、事務局の西置さんと現地を確認しました。

当該地は、周囲の山林、原野と一体となって、原野化しておりました。今後も、農地への復旧は困難であると考えられることから、非農地として認定することは、やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局より報告願います。

事務局 14ページをお開きください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

場所については15ページの地図のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長 何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和7年10月8日金曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和7年10月8日金曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時15分